(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
霧島市隼人町住吉字龍波見一九一五番から始良市加治木町木田字岩下二五四一番一まで	前	BA 八・六五～一〇・二五～八・六五～一〇・二五	四〇・六〇メートル 一〇・〇〇～四〇・〇〇メートル	九・五五〇キロメートル 一〇・七二〇
	後	BA 八・六五～一〇・二五	四〇・六〇メートル 九・五五〇キロメートル	一〇・七二〇

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局、同局鹿児島国道事務所及び西日本高速道路株式会社九州支社鹿児島高速道路事務所

○九州地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年一月二十五日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第二百八十九号筑後都市計画及び瀬高都市計画公園事業九・六・一号筑後広域公園

三　事業施行期間　自平成八年二月二十九日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成八年建設省告示第二百八十九号、平成十四年九州地方整備局告示第七十六号、平成十六年九州地方整備局告示第三号、平成十八年九州地方整備局告示第四十七号、平成十九年九州地方整備局告示第八十三号、平成二十年九州地方整備局告示第百十四号及び平成二十二年九州地方整備局告示第百五十号の事業地に福岡県みやま市瀬高町長田字浦田及び字下川原地内を加え、同事業地のうち福岡県筑後市大字津島字中小路地内において事業地を変更する。

使用の部分　平成十八年九州地方整備局告示第四十七号及び平成十九年九州地方整備局告示第八十三号の事業地に、福岡県みやま市瀬高町長田字浦田及び字下川原地内を加える。

○九州地方整備局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

九州地方整備局長　吉崎　収

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
柳川市大和町塩塚字下内新開七四五番から同市大和町豊原字石仏五五八番まで	前	七・五〇～一一・六〇～	一五・九〇メートル 〇・四八五キロメートル	
	後	一一・六〇～	二八・五〇 〇・四八二	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○北海道開発局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

北海道開発局長　関　博之

一(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道中川郡美深町字南町二二六番一から同町字敷島四五番六まで	前	BA 二一・八二～一四・八九～	三〇・五〇メートル 一一・八九	三・一一一キロメートル
	後	BA 二一・八二～一四・八九～	三〇・五〇メートル 一一・八九	三・一一一キロメートル

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十一号及び四百五十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
石狩市浜益区雄冬国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇一林班イ小班から同市浜益区雄冬六一番一まで	前	二一・九七～三〇・七四～	四七・〇八メートル 七八・九五	〇〇・三四九キロメートル
	後	二一・九七～三〇・七四～	四七・〇八メートル 七八・九五	〇〇・三四九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

三(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十二号及び二百三十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道留萌郡小平町字小平町四五五番一から同町字小平町四五番二まで	前	三〇・二九～三二・三一～	五〇・六メートル 〇〇・〇三六キロメートル	
	後	三〇・二九～三二・三一～	五〇・六メートル 〇〇・〇三六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

○北海道開発局告示第八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十号	札幌市南区小金湯国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署一〇六〇林班い$_2$小班から同市南区定山渓国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署一〇六〇林班い$_2$小班地先まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年一月二十五日

○北海道開発局告示第九号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十五日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

北海道開発局長　関　博之

路線名	区間	図面縦覧場所
北海道横断自動車道黒松内釧路線	釧路市山花一一六番三地先から同市山花一三二番一まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
釧路市美濃一二線一五〇番一から同市北園四一番二九〇まで		

道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
釧路市山花一一六番三地先から同市山花一三二番一まで	最大 六三・七五（メートル）	一・七七一（キロメートル）
	最小 一二・五五	
釧路市美濃一二線一五〇番一から同市北園四一番二九〇まで	最大 一一三・〇三	七・四五八
	最小 一一・一八	